

京都市告示第 524 号

生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成18年2月28日

京都市長 榎本頼兼

介護機関指定

サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
訪問介護	訪問介護事業所コミュニティ・京都	下京区東洞院通七条上る飴屋町253番地 山田ビル501号	平成17年11月1日
訪問介護	介護のコスモス	伏見区深草正覚町9番地の54	平成17年12月6日
居宅療養管理指導	(医)うえだ医院	中京区聚楽廻り東町15番地の6	平成18年1月6日
居宅療養管理指導	山田歯科医院	左京区吉田牛ノ宮町25番地の13	平成18年1月1日
居宅療養管理指導	中村歯科医院	左京区下鴨西高木町5番地	平成18年1月1日
居宅療養管理指導	あい薬局太子道店	中京区西ノ京北壺井町68番地 サーティフル新二条1F	平成17年12月1日
居宅療養管理指導	ゆり・かな薬局岩倉店	左京区岩倉北池田町1番地 ウイステリア参番館101号	平成17年8月1日
居宅介護支援事業者	松木皮膚科クリニック	右京区梅津上田町51番地の1	平成18年1月1日
居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所さくら	伏見区東浜南町655番地の1 グリーンマンション102号室	平成17年12月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)